

神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第9条（略）</p> <p>（教職員）</p> <p>第10条 独立校には、校長を置かなければならない。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>2 設置者は、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員及び司書教諭を置くように努めるものとする。</p> <p>第11条～第14条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この取扱基準は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>高等学校通信教育規程の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第40号）附則第2項の規定によりなお従前の例による場合における教職員の基準については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条～第9条（略）</p> <p>（教職員）</p> <p>第10条 独立校には、校長を置かなければならない。</p> <p><u>2 実施校において通信制の課程に関する校務を整理する専任の教頭並びに通信教育を担当する専任の教諭、助教諭及び講師（常時勤務の者に限る。）の数は、次の各号に掲げる数を基準とする。</u></p> <p><u>（1）通信制の課程の生徒の数（以下「生徒数」という。）が240人から1,200人までの場合は、5人に、生徒数が300人をこえて100人までを増すごとに1人を加えた数</u></p> <p><u>（2）生徒数が1,201人から5,000人までの場合は、14人に、生徒数が1,200人をこえて150人までを増すごとに1人を加えた数</u></p> <p><u>（3）生徒数が5,001人以上の場合は、40人に、生徒数の増加に応じ、相当数を加えた数</u></p> <p>3 設置者は、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員及び司書教諭を置くように努めるものとする。</p> <p>第11条～第14条（略）</p> <p><u>（追加）</u></p>